

最近の金融行政について (金融円滑化法の出口戦略等)

平成24年7月4日
金融庁監督局総務課

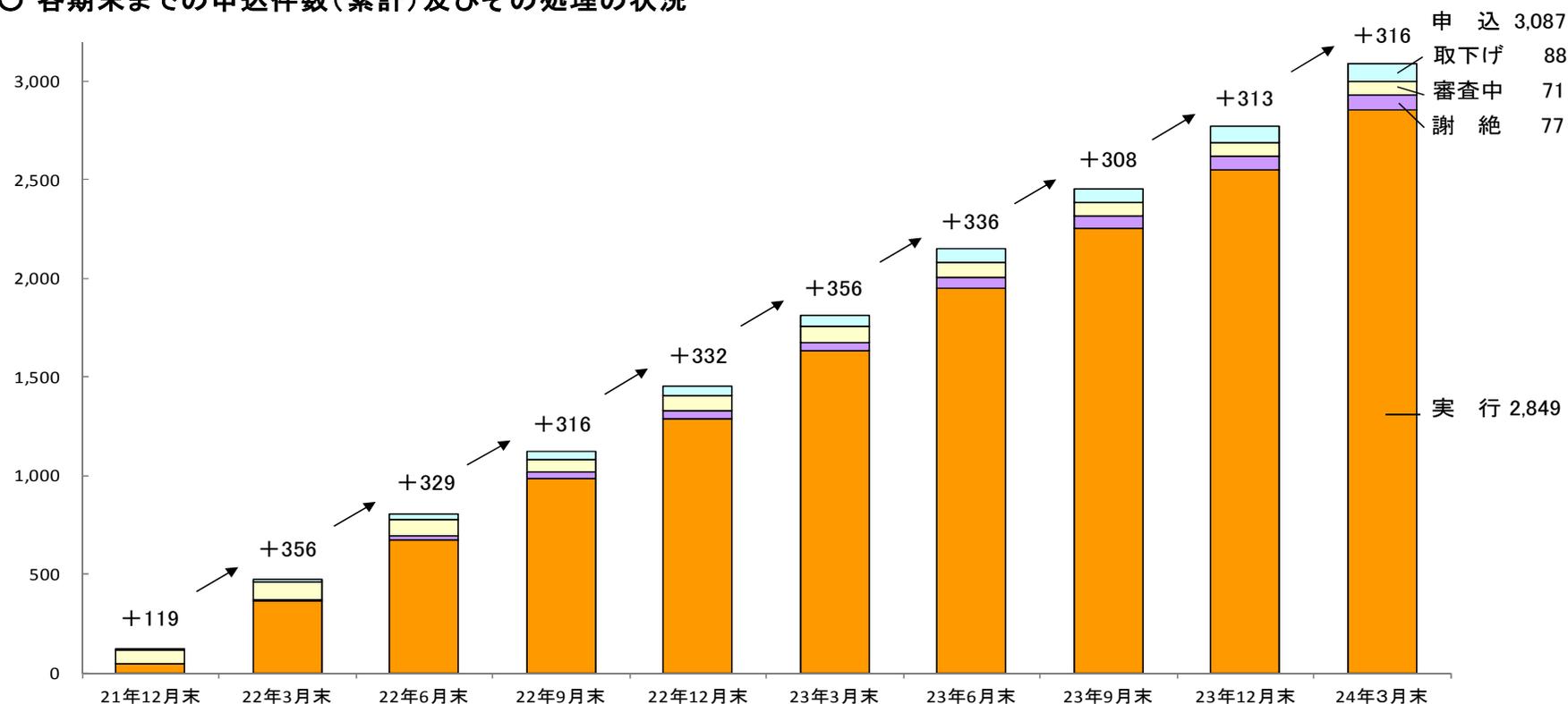
金融円滑化法の実施状況(条件変更の申出に対する金融機関の対応状況)

- ・円滑化法施行以降、24年3月末時点で、9割強を実行(応諾)
- 条件変更の取組はほぼ定着

金融機関(659社)における金融円滑化法の施行状況
— 中小企業者向け —

【単位:千件】

○ 各期末までの申込件数(累計)及びその処理の状況



○ 各期末までの実行率

	21年12月末	22年3月末	22年6月末	22年9月末	22年12月末	23年3月末	23年6月末	23年9月末	23年12月末	24年3月末
実行率 (実行 / (実行 + 謝絶))	99.4%	98.2%	97.3%	97.2%	97.2%	97.2%	97.3%	97.3%	97.3%	97.3%
実行率 (実行 / 申込)	40.4%	76.3%	83.5%	87.9%	88.7%	89.9%	90.7%	91.8%	92.0%	92.3%

中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について

これまでの取組み

中小企業金融円滑化法（21年12月施行）の期限延長とともに、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進等を実施。

今後の対応

基本的な考え方

- 金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。
- 一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。
- 金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていく（「出口戦略」）必要がある。

具体的な対応

外部機関や関係者の協力も得つつ総合的な出口戦略を講じ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移行。こうした移行を円滑に進めていく（「ソフトランディング」）必要があるため、中小企業金融円滑化法を今回に限り1年間再延長するとともに、以下の施策を集中的に推進。

I. 金融の円滑化

- ✓ 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ✓ 新規融資の促進を図るための、資本金借入金等の活用及び動産担保融資（ABL）等の開発・普及等
- ✓ 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

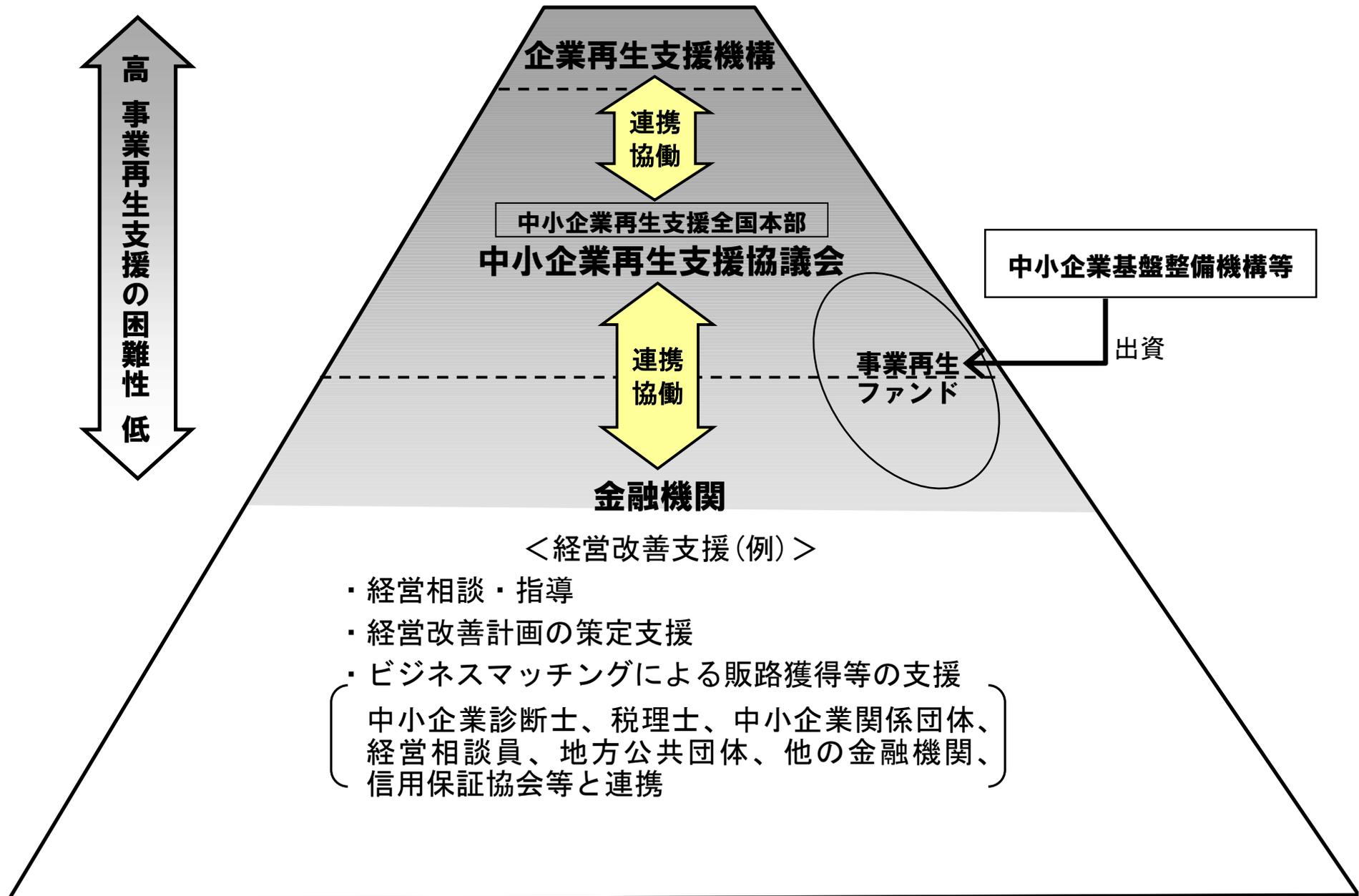
II. 金融規律の確保

- ✓ 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- ✓ 対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- ✓ 金融機能強化法の活用

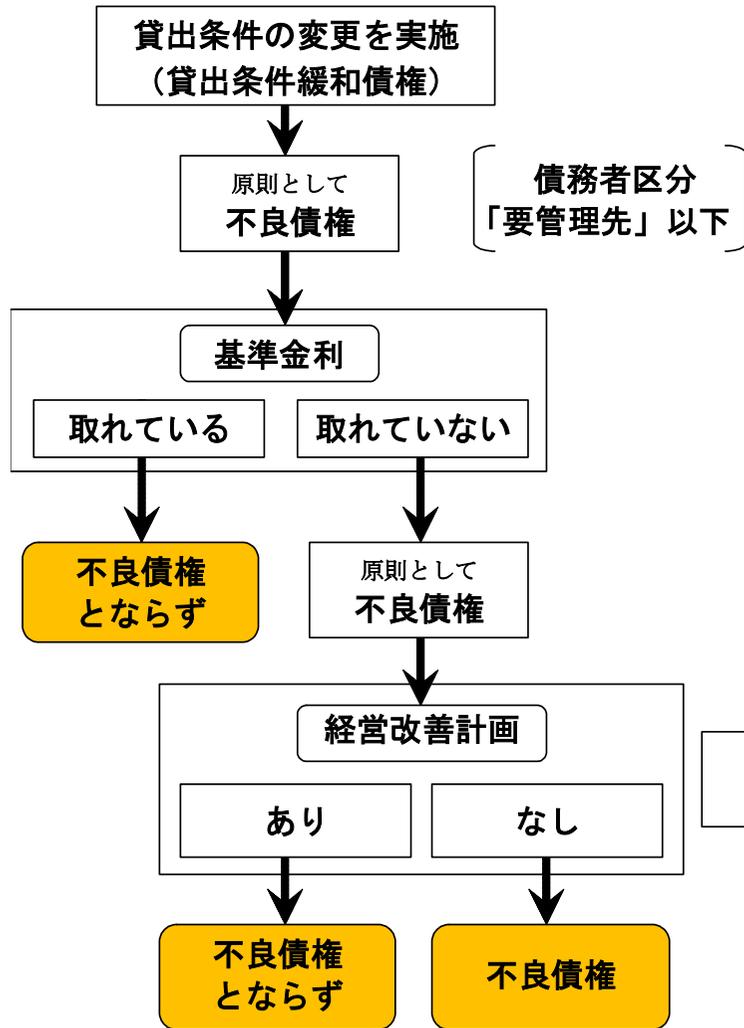
III. 中小企業等に対する支援措置

- ✓ 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化の徹底
- ✓ 中小企業再生支援協議会との連携強化
- ✓ 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
- ✓ 事業再生支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

中小企業の経営改善支援・事業再生支援の主な担い手 (イメージ)



条件変更と不良債権の関係



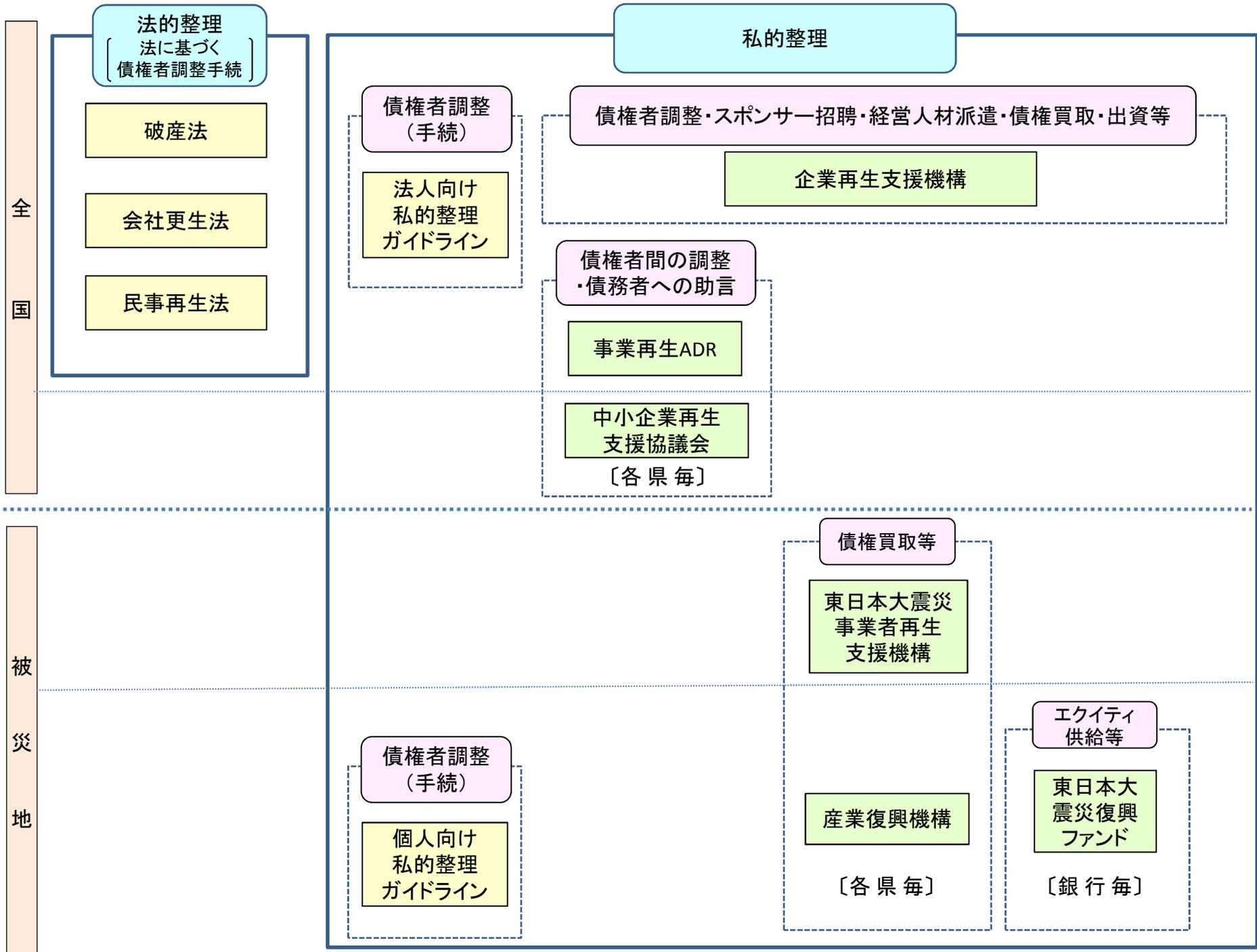
(参考)「債務者区分」の一覧

区分名	概要	引当率
1. 正常先	財務内容に特段の問題なし	0.2%程度
2. 要注意先	財務内容に問題がある等、注意を要する	
その他 要注意先	「要注意先」のうち、「要管理先」以外	3%程度
要管理先	・ 金利の減免や返済猶予等を実施 (貸出条件緩和債権) ・ 3ヵ月以上延滞	15~20% 程度
3. 破綻懸念先	経営破綻に陥る可能性が大	60%程度
4. 実質破綻先	実質的に経営破綻	100%
5. 破綻先	法的・形式的に経営破綻	100%

不良債権に該当(開示)

「貸出条件緩和債権」の要件の弾力化 [恒久措置] ～「経営改善計画」の策定期等～		
	原則	中小企業向け融資
計画の策定期	貸出条件の「変更時まで」に策定する必要。	貸出条件の変更時より「最長1年以内」に策定すれば可(平成21年12月)。
経営再建の達成時期	「3年以内」に達成する必要。	「5年以内(最長10年以内)」に達成されれば可(平成20年11月)。

※ 「基準金利」：当該債務者と同等の信用度合いを有している債務者に対して、通常適用される貸出金利



「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の骨子

(平成24年4月20日 内閣府・金融庁・中小企業庁 公表)

1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

- (1) 各金融機関に対する「出口戦略ヒアリング」の実施
(5月中旬～6月)
 - － 中小企業に対する具体的な支援方針や取組状況等を確認
- (2) 監督指針の改正(5月17日)
 - － 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用

2. 企業再生支援機構(機構)及び中小企業再生支援協議会(協議会)の機能及び連携の強化

- (1) 機構
 - ① 専門人材の拡充
 - ② 協議会等との円滑な連携(企画・業務統括機能の強化、協議会との連携窓口の設置)
 - ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直し
 - ④ 資産査定等にかかる手数料の負担軽減
- (2) 協議会
 - ① 再生計画策定支援を迅速・簡易に行う方法の確立
 - － 標準処理期間を2ヶ月に設定・24年度に3千件程度
 - ② 専門人材の確保・人員体制の大幅拡充
 - ③ 相談機能の充実
 - － 最適な解決策の提案や専門家の紹介等

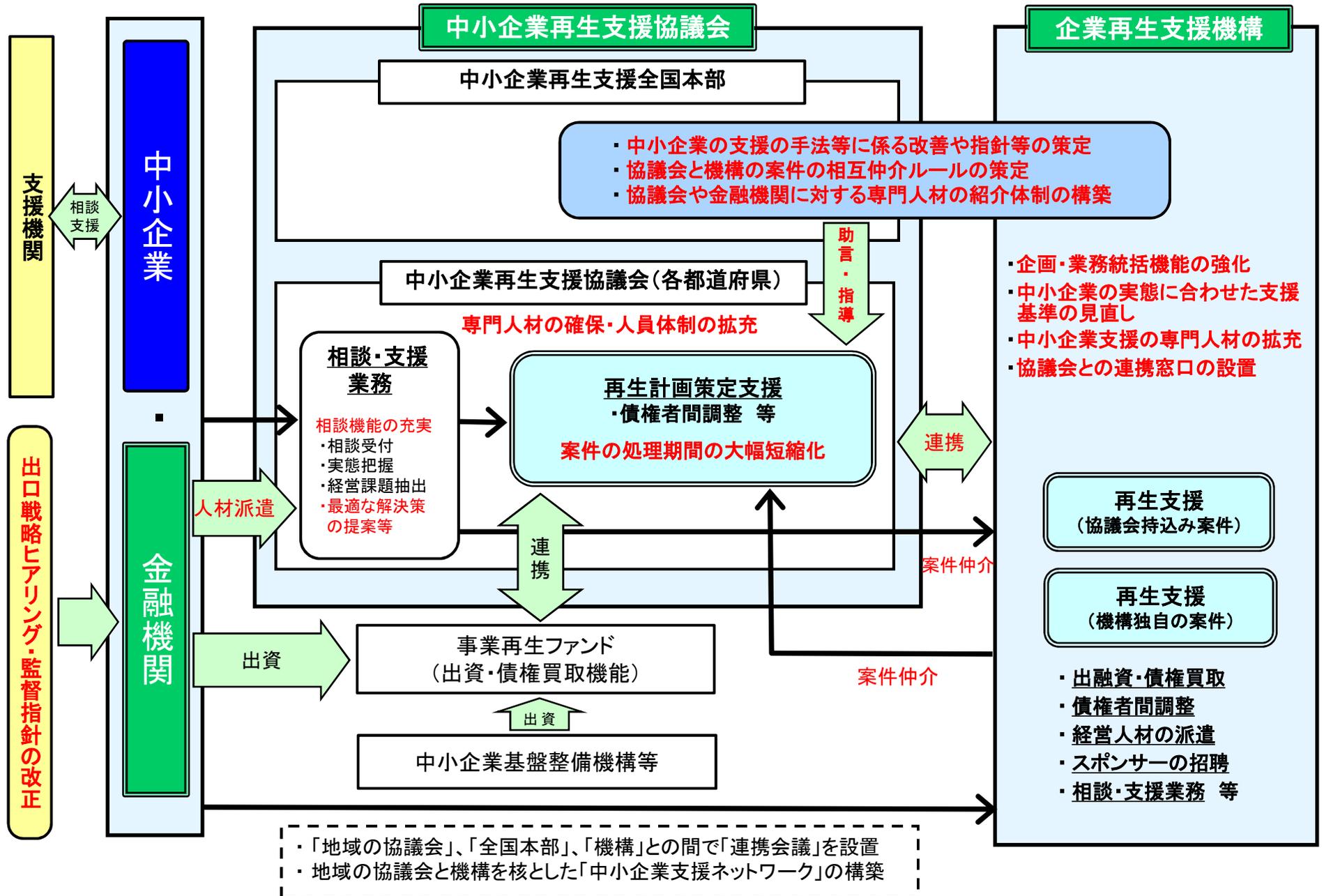
(3) 機構・協議会の連携強化

- ① 相互仲介ルールの策定
 - － 他方が対応した方が効果的・迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件を仲介等
- ② 中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定
- ③ 協議会に対する相談・助言機能の提供
- ④ 専門人材の紹介体制の構築
- ⑤ 機構、協議会及び中小企業再生支援全国本部との間の「連携会議」の設置

3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

- (1) 「中小企業支援ネットワーク」の構築
 - － 金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等から構成
- (2) 事業再生ファンドの設立促進
 - － 出資・債権買取り機能を有しない協議会との連携
- (3) 公的金融機関における事業再生支援機能を充実させるための資本性借入金を活用した事業再生支援の強化
- (4) 中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策

企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化



中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた 中小企業の経営支援のための政策パッケージ

中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、以下の取組みを強力に進めることとし、関係省庁・関係機関と連携し、早急にその具体化を図る。

さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する。

1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融機関は、自助努力による経営改善や抜本的な事業再生・業種転換・事業承継による経営改善が見込まれる中小企業に対して、必要に応じ、外部専門家や外部機関、中小企業関係団体、他の金融機関、信用保証協会等と連携を図りながらコンサルティング機能を発揮することにより、最大限支援していくことが求められている。

このため、金融庁は、以下の取組みを行うことにより、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促す。

- ① 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリング(「出口戦略ヒアリング」)を実施する。
- ② 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨を監督指針に明記する。

(注)今般の東日本大震災により大きな被害を受けている地域においては、中小企業の置かれている厳しい状況や中小企業のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能の発揮が強く求められている。また、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構も整備されている。こうした点を踏まえ、事業再生に当たっても、被災地の実情を十分に配慮した中長期的・継続的な支援が期待される。

2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、企業再生支援機構(以下、「機構」という。)や中小企業再生支援協議会(以下、「協議会」という。)を通じて、事業再生を支援する。

このため、内閣府、金融庁、中小企業庁は緊密に連携して以下の施策を実施することにより、両機関の機能及び連携を大幅に強化する。

- (1) 機構においては、以下の取組みを積極的に推し進め、中小企業の事業再生を支援する仕組みを再構築する。
- ① 中小企業の事業再生支援機能を抜本的に強化するため、専門人材の拡充を図る。
 - ② 下記(3)のとおり、中小企業再生支援全国本部(以下、「全国本部」という。)や協議会との円滑な連携を図るため、企画・業務統括機能を強化するとともに、協議会との連携窓口を設置する。
 - ③ 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを行うとともに、協議会では事業再生支援の実施が困難な案件を中心に積極的に取り組む。
 - ④ デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図る。
- (2) 協議会においては、以下の取組みを行うことにより、その機能を抜本的に強化する。
- ① 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確立する。(標準処理期間を2ヶ月に設定。協議会ごとに計画策定支援の目標件数を設定し、24年度に全体で3千件程度を目指す)
 - ② 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。
 - ③ 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う。
- (3) 機構及び協議会においては、以下の取組みを行うことにより、連携を強化する。
- ① 機構又は協議会が相談を受けた案件について、他方が対応した方が効果的かつ迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件の仲介等を行う。このため、機構と全国本部は連携して、相互仲介ルールを策定する。
 - ② 事業再生支援機能の向上や上記(2)③の相談機能を実務面から支援するため、機構と全国本部は連携して、中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定を行い、それらを協議会とも共有する。
 - ③ 機構は、協議会が取り組む案件について、相談・助言機能を提供する。
 - ④ 機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材を紹介できる体制の構築を進める。
 - ⑤ 機構、協議会及び全国本部との間で、「連携会議」を設置する。

3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

金融機関によるコンサルティング機能の発揮にあたって、経営改善・事業再生支援を行うための環境整備も不可欠となっている。

このため、内閣府、金融庁及び中小企業庁は、以下の施策を実施する。

- (1) 各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、協議会と機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と中小企業基盤整備機構が連携し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの設立を促進する。
- (3) 公的金融機関による事業再生支援機能を充実させるため、資本金借入金を活用した事業再生支援の強化について検討する。
- (4) 以上に加え、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討する。